

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p>第128条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づいて指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(賠償責任を負うべき職員)</p> <p>第128条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定に基づいて指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。